

# 2023年度インタビュー映像研究班の成果について ——薬害被害者の当事者性をめぐる調査研究——

佐藤哲彦（関西学院大学）

2023年度の活動は2024年度までの3年計画の中間年度として、とくに「薬害被害者の当事者性」を再考するために、それをどのように分析して記録し、さらにどのように展示するかという方法について、幾つかの形で試行するための期間と位置づけて取り組んだ。

前年度報告書でも示したように、インタビュー映像研究班としての主な研究活動は二つの課題と、それらの課題のサブカテゴリーに関するものであり、二つの課題とはそれぞれ「証言映像の調査研究」ならびに「映像資料の研究と構築」である。そこで以下では、それぞれの課題とそれらのサブカテゴリーについて、今年度の成果を報告する。

## (1) 証言映像の調査研究

「証言映像の調査研究」という課題は二つのサブカテゴリーに分けられる。一つは、厚生労働省の事業として撮影された「薬害被害者による証言映像」に関する分析であり、もう一つは、被害経験の証言映像の調査研究である。

### ①薬害被害者の証言映像に関する分析

この課題に関しては、従来通り、厚生労働省の事業として撮影された「薬害被害者による証言映像」について、トランスクリプションに分析用の記号を挿入しつつ当該映像を記述することを通して、薬害経験を成り立たせる言語的特徴やストーリーと、それらを可能にする技法に関する分析を行ってきた。この分析によって証言映像をどのようにカテゴリー化して記録することができるのか、またそれを踏まえてどのように整理し資料として展示できるのかなどについて考えるためである。昨年度も述べたように、当初はこれのみが当研究班に課された課題であり、その意味でインタビュー映像研究班の原点ともいえる課題である。

この分析については2023年度も継続しているが、今年度は新たな証言映像に対する記号の挿入とそれにもとづく記述を例年のように行うことはせず、これまでの証言映像などを見直して、それをどのように分析する必要があるのかについて考察した。それは一つには新しい証言映像の記録が筆者の手元に届いていないからでもあるが、それとともに、これまでの筆者の薬害ディスコースの研究を通して、薬害について考え

る一つの論点を明確化したいと考えたためである。とくにこれは、昨年度に肖像写真プロジェクトで薬害被害当事者に面会し、肖像写真を撮影させてもらいながら、その経験について話を聞いた MMR ワクチン薬害について検討したことに由来する（なお、このような経緯 자체は複数年の研究実施による利点の一つであると考えられる）。

ワクチン薬害の問題は、戦後最初の薬害といえるジフテリア予防接種禍事件（1948年）から 1960 年代から 1970 年代にかけてのいわゆる種痘禍問題を経て、制度的には 1980 年代末から 1990 年代にかけての MMR ワクチン薬害、さらに制度的には確定していないが係争中の HPV ワクチンをめぐる問題など、これまで継続的に見られる薬害の一局面である。これらは薬害の中でも、予防接種という同一で特定のカテゴリーにおいて継続的に発生してきた問題であり、その意味で極めて特殊なものである。他の同一カテゴリーの問題には、たとえば、血液製剤の問題という意味で同一カテゴリーの問題である、薬害エイズと薬害肝炎があるが、これらは発生時期が重なっており、その問題化の経緯そのものも、ある意味で順序だっている。しかしながら、ワクチン薬害は、同一カテゴリーで問題が繰り返されているという意味で特殊なものである。そこで、このカテゴリー特有の問題について議論する必要があると考え、2023 年度は主にそれを検討した。

その検討の成果は、以下の二つの機会に報告した。

- 1) Akihiko, Sato, 2023, "Between Promoter and Obstructionist of Vaccination: Vaccine-induced sufferings and anti-vaccination discourse in Japan", Session 379. Language on Health Under COVID-19 Pandemic. Part III, June 30th, 2023, *ISA World Congress of Sociology*, Melbourne, Australia.
- 2) 佐藤哲彦, 2023, 「反ワクチン論とワクチン薬害—陰謀理論時代における薬害言説の困難をめぐる考察—」, テーマセッション「新しい薬害」の外延を探る, 2023 年 10 月 18 日, 立正大学, 第 96 回日本社会学会大会.<sup>1</sup>

さらにこれら二つの報告を 2023 年 12 月に一つの論文として投稿した（2024 年度に入って査読結果を踏まえて修正中）。このように、2023 年度はこのサブ課題にかなりのエフォートを費やしたといえる。

## ②被害経験の証言映像の調査

---

<sup>1</sup> なお、これらはいずれも学術振興会による科研費研究（分担者、課題番号 23H00892）との合同の成果である。

上記サブ課題をとくに展示という活動との関係で十分に遂行するためには、既存の証言映像の記録や展示がどのように行われているのかについての調査研究が必要である。とくに被害経験や病いの経験などの証言映像をどのように記録し、どのように展示するのかに関する知見は、今後の薬害被害者による証言映像の記録の保存と展示について、重要な示唆を与えるものと考えられる。

そこで、2023年度も昨年度に続き、いくつかの史料館において証言映像の観察を行うとともに、期間限定で開催される企画的な資料公開などについても調査を行った。とくに2023年度は熊本大学文書館を中心とした水俣病アーカイブスを中心として、水俣病歴史考証館相思社や水俣病資料館・水俣病情報センターなどにおいても調査を行い、薬害資料をどのようにアーカイブするかということとともに、記録写真、証言映像の記録とアーカイブをどのように連関しつつ継続的に行い、さらにどのように展示するかということについて、それにおいて行われている状況について見学しつつ、担当者に聞き取りなどを行うことで、多くの示唆を得た。とく水俣病に関する資料は薬害とも重なる長い歴史ともつものありつつも、近年になって本格的なアーカイブ化が進められつつあるもので、デジタル化などの観点も含めて多くの点で参考に出来ると考えられる。このように水俣病に関連するアーカイブスを参考にするという観点は今後も続けていく必要があると考えられる。

## (2) 映像資料の研究と構築

もう一つの課題である「映像資料の研究と構築」という課題は二つのサブカテゴリーに分けられる。「DSTの制作支援」と薬害被害者の「肖像写真プロジェクト」である。

### ①デジタルストーリーテリング(DST)の制作支援

薬害被害に関するデジタルストーリーテリング（以下、DST）制作は、薬害資料の展示において、当事者が主体的に関与する形での記録及び展示実践に対して貢献するものと考えられ、企画された。当研究班では2019年度にこれを発案し、2020年度に試験的にワークショップを実施し、2021年度においてはその制作を継続的に行った。ただし、コロナ禍のせいもあって、昨年度以降これが実質的に中断している。

中断の理由は、一つには、最近では当事者を中心とした研究者による映像実践がDSTとは別の形で行われることも見られるようになり、それらを参考することを通じてDSTの方法そのものについても見直す必要があるようと考えられるからである。さらに、現在の制作方法を進めていく場合に何が問題となるのかについてより実践的に明らかにする必要があると考えられるからである。

そこで今年度は、前者については Ethnofiction と呼ばれる、フランスの人類学的研究で展開されている当事者の自伝的要素を展開する映像制作技法を学術研究に組み入れる研究について、実際にそれを鑑賞したり、それに関する討論に参加することや、公衆衛生問題に関する映像人類学的研究についても同様に、それを鑑賞して制作者と話し合うなどしながら検討した。このような検討については、その後も引き続き行っている。また、後者については、現役の映像制作者に DST の試作バージョンを観てもらい、これを公開し展示するのに必要な具体的なアドバイスをもらいながら、今後の展開の可能性などについて議論した。これについても継続的に行っていく予定である。

さらに、映像を活用した展示などを行っている写真展などを多く観察し、写真（静止画）と映像（動画）の境界だけでなく、そもそもここで考える必要のある「被害者の当事者性」を示す一方で、次項に述べる「市民としての被害当事者」をどのように共存させることが可能であるのかについて、映像や写真展示におけるシークエンスとカテゴリーの機能をめぐる問題を踏まえて考察した。これについても引き続き、ディスコース分析の方法を応用しながら検討する必要があると考えられる。

## ②薬害被害者の肖像写真撮影実践

上で触れたように DST に代表される制作を補完する形で、継続的に行っているのが薬害被害者の肖像写真撮影である。これは「薬害被害者肖像写真プロジェクト」として開始し、将来的な薬害資料展示のことを念頭に、薬害被害経験のリアリティを補強するために行っている。

昨年度も述べたように、薬害被害者による社会との連帯は、単に被害者であることだけでなく、同時に市民であることを実践することを通して達成されると考えられる。言い換えると、旧来の資料や証言の展示では、「薬害被害を訴える薬害被害者」としての役割に被害者らを固定してしまう恐れがあり（佐藤 2016; 2018; 2023）、それと同時に「市民としての薬害被害者」を示す必要がある。それを達成するためプロジェクトが「薬害被害者肖像写真プロジェクト」である。

そこで今年度は 6 名の方の肖像写真を撮影した。またその際には、被害者同士の対談を企画してその機会に肖像写真を撮影するなどの工夫を行った。また薬害資料館の法人の集まりの際にも、その様子を写真で記録するという作業も行った。

なお、薬害被害者は公害被害者と異なり地域性がないために、一回の調査で複数を対象とした連続的な撮影がほぼ不可能である。そのため、それを補うような機会を企画する必要があることが、コロナ禍明けにより本格化し始めた今年度の撮影によってより明らかになった。この点を今後は検討する必要があるだろう。

なお、この映像資料の構築について、昨年度に企画して開始した「写ルンですプロジェクト」について、今年度は評価する必要があるとしたため、その展開について検討した。その結果、多くの当事者による主体的で継続的な写真撮影が極めて難しいことが判明した。したがってこのプロジェクトについては再度方法を見直し、上記①②との関連で再設定する必要があると考えられる。

### (3) おわりに

昨年度の報告書においても述べたように、本研究独自の視角として重要なのは「被害者の当事者性」ということである。これは一般的には——つまりこれまでのさまざまな被害をめぐる研究では——「被害者役割」を指すことがほとんどであるが、本研究ではそうではなく、むしろ被害者自身が被害を生きていく上で、被害者であることを忘れようとしたり止めようとしたりすることもまた、その当事者経験の一部と考える必要があるということを意味する。そのような経験もまた被害経験の一部なのである。

今年度はそのための方法の整理を行いつつ、とくに証言映像に見られる薬害ディスコース（あるいは薬害被害経験）の研究を、社会学的研究の文脈で展開することに注力した。これは一つのプロトタイプの試みでもある。今後はその成果をもとに、さらに映像資料についても検討しながら、薬害の展示方法について考える必要があるだろう。

### 文献

- 佐藤哲彦, 2016, 「薬害の社会学的記述に関する考察——薬害ディスコースの分析——」, 『関西学院大学先端社会研究所紀要』, 13, 89-104.
- 佐藤哲彦, 2018, 「逸脱研究の論点とその探求可能性——ディスコース分析をめぐつて——」, 『社会学評論』, 68(1), 87-101.
- 佐藤哲彦, 2023, 「第1章 薬害の定義と薬害概念」, 本郷正武・佐藤哲彦編『薬害とはなにか——新しい薬害の社会学』, ミネルヴァ書房.

